

No. 48370

**Japan
and
Russian Federation**

Agreement between the Government of Japan and the Government of the Russian Federation on cultural relations. Tokyo, 5 September 2000

Entry into force: *20 July 2002 by the exchange of instruments of ratification, in accordance with article 16*

Authentic texts: *Japanese and Russian*

Registration with the Secretariat of the United Nations: *Japan, 3 March 2011*

**Japon
et
Fédération de Russie**

Accord entre le Gouvernement du Japon et le Gouvernement de la Fédération de Russie relatif aux relations culturelles. Tokyo, 5 septembre 2000

Entrée en vigueur : *20 juillet 2002 par échange des instruments de ratification, conformément à l'article 16*

Textes authentiques : *japonais et russe*

Enregistrement auprès du Secrétariat des Nations Unies : *Japon, 3 mars 2011*

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千年九月五日に東京で、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

河野洋平

ロシア連邦政府のために

Ｉ・イワノフ

各締約国政府は、必要と認めるときは、この協定の実施に関する自国側の計画を作成し、他方の締約国政府に対し通報する。

第十六条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、モスクワで行われる批准書の交換の日から三十日目の日に効力を生ずる。

第十七条

千九百八十六年五月三十一日にモスクワで署名された文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定は、この協定の効力発生の際に日本国政府とロシア連邦政府との間において終了する。

第十八条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を文書により他方の締約国政府に対し通告した日から十二箇月の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

両締約国政府は、映画の分野における協力及び交流を奨励する。

第十一条

両締約国政府は、両国の青少年及び青少年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び交流を奨励する。

第十二条

両締約国政府は、両国の国民の間の相互理解を促進するため、両国間における観光旅行を奨励する。

第十三条

両締約国政府は、それぞれの国の法令に従い、両国間の文化交流の発展に資すると認める他方の国の団体のそれぞれの国の領域内における活動のための良好な条件の創出に努める。

第十四条

両締約国政府は、この協定の実施に係る諸事項について協議するため、日露文化交流委員会を設置する。

同委員会は、少なくとも二年に一回、日本国及びロシア連邦において交互に会合する。

第十五条

(g) 演奏会及び舞台芸術の実施

(h) 祭典及びコンクールの実施

第七条

両締約国政府は、文化財の保護の分野における協力及び交流を奨励する。

第八条

1 両締約国政府は、それぞれ他方の国の国民又は団体により製作された文学的、音楽的、美術的又は学術的内容の著作物の翻訳、複製及び出版の分野における協力及び交流を奨励する。

2 両締約国政府は、それぞれの国の法令並びに日本国及びロシア連邦が共に締結している関係条約に基づく著作権及びこれに隣接する権利の保護の分野における協力を奨励する。

第九条

両締約国政府は、新聞、雑誌、ラジオ及びテレビジョンの分野における協力及び交流並びに両国の報道関係者及びその団体の間における協力及び交流を奨励する。

第十条